

総合福祉部会 第11回	
H23.1.25	資料14

ぶかいさぎようち ー む しやうがい はんい せんたく けつてい しやうがい はんい ぎじようし がつ にちぶん
部会作業チーム(障害の範囲と選択と決定～障害の範囲) 議事要旨(12月7日分)

1. 日時: 平成22年12月7日(火)14:25～16:55

2. 場所: 厚生労働省低層棟2階講堂

3. 出席者

たなか のぶ ざちやう さとうふくざちやう うじたいいん さのいいん すえみついいん ひがしがわいいん
田中(伸)座長、佐藤副座長、氏田委員、佐野委員、末光委員、東川委員、
ふくいいいん
福井委員

4. 議事要旨

(1) 障害者の定義について

こんかい ぜんかい ぎろん さぎようち ー むあん ごうい いた かき しめ
今回は、前回までの議論において作業チーム案として合意に至った下記に示す
しやうがい ていぎきてい もんだいてん さいけんとう おこな
障害の定義規定について、問題点がないかについての再検討を行った。

さぎようち ー むあん
(作業チーム案)

しやう しや しんたいてき せいしんてき きのうしやうがい まんせいしつかん とまな きのうしやうがい ふく
「障がい者とは、身体的または精神的な機能障害(慢性疾患に伴う機能障害を含
む)を有する者と、これらの者に対する環境に起因する障壁との間の相互作用により、
にちじやうせいいかつまた しやかいせいいかつ せいげん う もの
日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。」

あ ほうかつきてい いけん
ア 包括規定とすることについての意見

こんかい さぎようち ー む しやう しやせいどかいかくすいしんかいぎ しやうがいしやくきほんほう
今回の作業チームでは、障がい者制度改革推進会議において、障害者基本法
かいせいあん しやうがい ていぎきてい ほうかつてき きてい ほうこう む ふ
改正案の「障害」の定義規定が包括的な規定となる方向に向かっていることを踏まえ
いか ぎろん
て、以下のような議論がなされた。

(ア) 疑問点を指摘する意見

きほんほう しやうがい ていぎ ひろ ほうかつてき きてい きーびす てい
・基本法における障害の定義は、広く包括的な規定となるのだろうが、サービスを提
きやう ほう そうごうふくしほう おな きてい げんば こんらん
供するための法である総合福祉法でも同じような規定ぶりとする、現場で混乱するので

はないか。

・障害の範囲を広く取って、制度の谷間のない総合福祉法をつくるということだと思っ
ているが、総合福祉法は、包括的な規定をする基本法よりも踏み込んだ規定にする必要
があるのではないか。

・個別法ですべて支援の対象であることが明確となっている身体障害者、知的障害者、
精神障害者だけでなく現行の制度では制度の谷間にある者が総合福祉法の対象とな
ることを明確にする必要があるのではないか。

・重症心身障害児は児童福祉法に位置づけられているが、18歳以上をどうするかとい
う問題がある。そういった部分も含めて、総合福祉法では対象から漏れないということが
明確に分かる規定が必要だと思う。

(イ) 支持する意見

・「身体的または精神的な機能障害」とすれば、例外なく漏れない谷間のない定
義とすることができる。

・例示列挙とすると、定義規定に、どの障害を入れ、どの障害を入れないのかという話
になるし、新たな障害が出てきたときにも入れて欲しいという話になる。その都度法改正
が必要になることを考えると、包括的な規定とする方がよいのではないか。

・現場の混乱に対する対処は必要であると思うが、それは定義を絞ったとしても起こり
うる。障害者の定義は包括的に規定し、サービスが必要かどうか、どのような支援が
必要かについては、相談支援員が判断するというのではないか。人材の確保や
育成とも関わることであり、そのような対処は考える必要がある。

イ 包括規定とした場合における特定障害名の例示の方策について

・法律の定義では包括的にした上で、政省令で具体的な障害を書くという方法もある
が、制限列挙となってしまうのではないか。

・条文上は包括規定としつつ、申請書の様式として、具体的な障害名を印字して
記載しておくという方法もあるのではないか。自閉症やアスペルガー症候群などの
具体的な障害名を申請書に印字しておき、これにチェックを入れるという形とすれば、

ほうかつきてい しょうがい ふく しんせいしょ あき
包括規定にどのような障害が含まれるのかが申請書で明らかとなる。

- ・申請書を漏れないような様式に工夫することは、良いことだと思う。

う しんせいしょ れいじ ほうさく たい いけん
ウ 申請書による例示の方策に対する意見

- ・自己申告に有効性を持たせるといふ提案だと思うが、正直申し上げて心配である。

それがどの程度徹底できるのか。これまでは、自己申告は無視されてきた。法的な

拘束力があれば、すばらしい。

- ・今は、客観的に支援が必要と認められる手続きに沿うことが基本の制度だが、もう少し

し本人の希望が申請書に書いて、それが尊重されるようになると良い。

え た いけん してき
エ その他の意見・指摘

- ・推進会議の資料にある「周期的に変動する状態」というのは、1週間ごとに繰り返す

といった定期的な変動を指すが、その表現だと、かなり限定される恐れがある。

- ・障害の認定基準は個別法で規定されている。その部分を変えないで、新しい障害

認定ができるのか。総合福祉法において包括的な規定をしても、細部は個別法で

規定となってしまうのではないか。総合福祉法で認定基準を規定するのかどうか、ある

いは、総合福祉法の規定で個別法を拘束することができるのかなどの諸点を検討する

必要がある。

- ・基本法と個別法の真ん中にあるものが総合福祉法というイメージだが、個別法との

関係を整理する必要がある。

- ・新しいことをやろうとしている中では、既存の枠組みを前提にする必要はないのではないか。

てつぎきてい
(2) 手続規定について

こんかい さぎょうち ーむ てつぎきてい しえん ひつようせい およ しえん そうとうせい
今回の作業チームでは、手続規定における支援の必要性、及び支援の相当性に

たいおう ぎろん てつぎきてい かくようけん ろんてん かんけい せいり
対応する議論がなされた。なお、手続規定における各要件と論点との関係を整理す

ると、以下のようなになる。

しえん ひつようせい しひょう
A 支援の必要性をしめす指標

きのうしょうがい しめ きやくかんてきしひょう しえん ひつようせい しめ きやくかんてきそくめん
A1 「機能障害」を示す客観的指標(支援の必要性を示す客観的側面)

ろんてん きんのうしょうがい にんてい いしいがい せんもんしよく さんか
→ 論点1 機能障害の認定における医師以外の専門職の参加について

ほんにん しえんしんせいこうい しえん ひつようせい しめ しゅかんてきそくめん
A2 本人の支援申請行為(支援の必要性を示す主観的側面)

ろんてん かぞく しんせい だいさんしゃ ほさ
→ 論点2 家族による申請、第三者の補佐について

かんきょう しょうへき そうごさよう にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ せいげん う
A3 環境による障壁との相互作用により、日常生活または社会生活に制限を受けて
ている事実の認定

ろんてん かんきょう しょうへき そうごさよう にんてい
→ 論点3 「環境による障壁との相互作用」の認定について

しえん そうとうせい かくほ
B 支援の相当性の確保

しえん ひつようせい おう そうとう しえんけいかく さくてい ほうほう
支援の必要性に応じた相当な支援計画の策定のための方法

ろんてん しえんけいかく さくてい たい いけん
→ 論点4 支援計画の策定に対する意見

ろんてん ちいきかんかくさ う ほうさく
→ 論点5 地域間格差を生まないための方策について

ろんてん まどぐち せつおきばじょ
→ 論点6 窓口の設置場所について

ろんてん どうじしゃだんたい れんけい
→ 論点7 当事者団体との連携について

ろんてん きんのうしょうがい にんてい いしいがい せんもんしよく さんか
論点1 機能障害の認定における医師以外の専門職の参加について

あ せっきよくいけん
ア 積極意見

てん い か せっきよく かんが いっち
この点については、以下のように、積極的に考えることで一致をみた。

さまざま しょうがい たいおう かつよう
・様々な障害に対応するためには、ぜひ活用すべきである。

せんもんしよく はばひろ
・専門職はできるだけ幅広くしたい。

しんせいしょ ないよう せんもんしよく いけん しんさ い しえん ひつようせい そうとうせい はんだん
・申請書の内容と専門職の意見で審査に入り、支援の必要性、相当性の判断につ

いては、チームで対応してはどうか。

い はんい
イ 範囲

どの範囲の専門職の意見を機能障害の認定に生かしていくべきかについては、以下のような議論がなされた。この範囲を画する基準としては、障害特性に関する知識の有無を挙げることができる。

(ア) 積極的に考えることができる専門職

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、発達心理士、精神保健福祉士の参加は十分考えられる。
看護師も、最近では障害に関するカリキュラムも入ってきており、参加が可能と考えられる。

(イ) 消極に考えられる専門職

社会福祉士や介護福祉士は、機能障害の判定は難しいのではないかと。
介護支援専門員は、機能障害の判定は難しいと思われる。
必ずしも特別支援学校の教員が特別支援教育の免許を持っているわけではないので、機能障害の判定は難しいのではないかと。

論点2 家族による申請、第三者の補佐について

この点については、本人が意思表示できない場合、家族も障害を理解していない場合には、どのような手続きを用意するべきか。本人または家族による申請だけでなく、第三者の補佐や、措置的な制度なども必要かという問題提起を行い、これに対して、以下のような議論がなされた。

・できる限り本人の意思を確認するとして上で、それができない場合は身近な家族の意思を確認することが原則。ただし、第三者評価を入れる必要もある。
・家族は、支援が必要とは分かっても、具体的にどのような支援が必要かまで分かることは限らない。障害の認定と受けるサービスの選択の問題は切り離れた方が整理しやすいのではないかと。
・重症心身障害児の場合は、本人の意思表示は困難だが、何らかの形で確認はす

ひつよう かぞく だいいり いけん ひよめい げんじつ かぞく
る必要はある。家族が代理で意見を表明するというのも現実であるが、家族もいろいろ
あり、必ずしも本人の立場を尊重するとは限らないので第三者の関与も必要ではない
か。また、幼児の場合は、障害の受け止め方が家族にもできていない場合があり、
せんもんてき しえん ひつよう ばあい だいさんしゃ しえん ひつよう
専門的な支援が必要な場合は、第三者の支援が必要。

- 相談支援機能を充実させ、本人、家族を支援することが重要である。
- ケアマネジメントをする人材の養成は必要。
- 家族も含めて障害と認めたくないということもあるのではないかと。障害者をよく知って
いるケアマネは少ない。社会的な理解と支援基盤を広げていく必要がある。

論点3 「環境による障壁との相互作用」の認定について

てん ようけん ひつようせい ふく いか ぎろん
この点については、要件としての必要性も含めて、以下のような議論がなされた。

(ア) 問題点を指摘する意見

- 制限が相互作用によることを条件とするのは、ハードルが高いのではないかと。
- しちようそん しょうがいしゃ こま にんてい よ
市町村において、障害者が困っていることを認定できれば良いのではないかと。
- たと せんえんせい いしきしょうがい かた かんきょう かんけい しえん ひつよう ばあい
例えば遷延性意識障害の方など、環境と関係なく支援が必要な場合もある。
- 一般論として障壁があるというのは分かるが、障壁との関係は個別事例で様々であ
り、個別に全て証明する必要はないのではないかと。

(イ) 要件を必要とする意見

- 社会モデルの立場から、障害を参加障害と捉えるのであれば、本人が申請する際
に困っていることを訴えていけば、何らかの障壁があることが推認できるのではないかと。
- 支援計画をたてる際に、適切な支援をするため、その人が置かれている個別具体的
な環境を見る必要がある。

(ウ) 差別禁止法における「合理的配慮」との関係性を指摘する意見

- 環境の障壁は、合理的配慮を必要とする場面という言い方もできるのではないかと。
- 環境の障壁は、差別禁止法で対応する部分もあると思う。

ほう さーびす たいしやうしゃ しちやうそん あいだ かくにん てつづ ごうりてき
・法のサービスの対象者であることを市町村との間で確認する手続きに「合理的な
はいりよ ひつようせい かくにん ひつよう
配慮の必要性」を確認する必要はないのではないか。

ろんてん しえんけいかく さくてい たい いけん 論点4 支援計画の策定に対する意見

てん い か ぎろん
この点については、以下のような議論がなされた。

げんざい せいかつこんなんど しゃくど けんきゆう すす しえんにーず はあく
・現在、生活困難度の尺度の研究が進んでいるが、そのような支援ニーズを把握す
つーる よ
るためのツールがあると良い。

しえん じゆうなん き よ ほんにん しえん きぼう ふ
・どのような支援をするかは、柔軟に決めるのが良い。本人の支援の希望を踏まえて、
しえん ないよう ていあん ふごうり しゆうせい しえんそうせつがた
支援の内容が提案され、やってみて、不合理があれば修正していくという支援創設型
よ
が良いのではないか。

しえんけいかく た あと ていきてき みなお よ
・支援計画を立てた後に、定期的な見直しをするのが良いのではないか。

みなお どうじしゃだんたい れんけい じゆうよう
・見直しにあたっては、当事者団体との連携も重要である。

ろんてん ちいきかんかくさ う ほうさく 論点5 地域間格差を生まないための方策について

ちいきかんかくさ う まどぐち りかい しょうがい りかい
地域間格差を生まないため、窓口において、理解しにくい障害の理解をどのようにして
はか
図っていくのかについては、以下のような議論がなされた。

りーふれっと にほんのうがいしやうとも かい さくせい けん しえんきかん さくせい
・リーフレットは、日本脳外傷友の会でも作成し、県の支援機関にも作成してもらい、
こうほう しちやうそん はいふ はいふ
広報をしているが、市町村まで配布されているところと、配布されていないところがある。

はったつしょうがい かんけい りーふれっと ねんれい がいどぶっく さくせい
・発達障害の関係では、リーフレット、DVD、年齢ごとのガイドブックなどを作成して
いる。また、ようちえん せんせい けんしゆう う しえんにーず きづ
いる。また、幼稚園の先生などに研修を受けてもらい、支援ニーズに気付けるようにして
いる。さらに、こそだ せみな じっし そだ こそだ かつ しゆうち しゆうい りかい
子育てのセミナーを実施し、育てにくい子の育て方の周知や周囲の理解
そくしん
促進をしている。

はったつしょうがい はったつしょうがいしやしえんほう おお やくわり は しちやうそんれ べる りかい
・発達障害は、発達障害者支援法が大きな役割を果たした。市町村レベルで理解
ひろ
を広げるためには、民間、一般市民との協働が必須。7百万から1千万人の発達
しょうがいしや しえんほうほう つく まわ ま こ かんきやう つく きやうどう
障害者の支援方法を作っていくためには、周りを巻き込んで、環境を作り、協働してい
ひつよう
くことが必要。

・てんかんに対する差別や無理解をなくしていくためには、教育が重要である。教科書への明記を文部科学省に要望しているが、あらゆる障害の記載は難しいということで、実現していない。社会的な周知は、国を挙げてやる必要がある。

・一番効果的なのは、行政のデータを活用することである。例えば、引きこもりの人の数などを地域ごとに比較して、自分の自治体が他と比較してどのような位置にいるのかを確認し、障害者福祉計画の策定に活かすなど、活用するのが良いのではないかと。

・少なくとも窓口で障害の理解が不十分であった場合には、当事者団体につながるようなネットワークがあっても良いのではないかと。

論点6 窓口の設置場所について

この点については、以下のような意見が出された。

・できるだけ身近なところで認定してほしいというのはあるが、重症心身障害児など数が少ない障害の場合、すべて市町村でやれるかというところは懸念がある。現実問題として児童相談所ですら正しく見ることができていない。

論点7 当事者団体との連携について

当事者団体との連携については、機能障害の認定の場面から、支援計画の策定の場面に至るまで、幅広い連携が必要と考えられる。各論点における意見の他、以下のような意見も出されている。

・当事者団体が関わるのは重要。相談支援だけでなく、事業が適切かなどのモニタリングも、当事者団体が一番よくできると思う。

(3) 手帳制度について

本作業チームでは十分に議論することができなかったが、現行の手帳制度については、よりよいものとするために、その問題点や具体的改善策などを議論する場を別途設けた上で、議論を尽くす必要があるとの意見が出されている。

こんご ようけんとうじこう いいんかい た あ ぐたいさく もと
今後の要検討事項として、委員会を立ち上げるなどの具体策を求めたい。

いじょう
以上